

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

今、枝野委員から、私が常々司法試験制度や法科大学院制度について思っていることをほぼそのとおり代弁していただきましたので、きょうはその点については私からは触れることはしません。しかし、先ほどの枝野委員の御意見、本当に大事なことだと思いますから、大臣にはぜひ真摯に取り組んでいただければと思います。

さて、私の方は、まず共謀罪についてお尋ねします。

共謀罪法案について、報道ではいろいろと書かれておりました。今国会で提出するのではないかなどという報道も目にしましたけれども、今回の大臣所信ではこの共謀罪法案について一切言及されていません。これはなぜでしょうか。大臣にお尋ねします。

○金田国務大臣 ただいま委員御指摘の件でございます。

私は、まず、既に百八十七の国・地域が締結しております国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOC条約と言われるもの、この条約を締結し、国際社会と協調して、テロを含みます組織犯罪と闘うということは非常に重要な課題であるというふうを考えております。その条約の締結に伴う法整備を進めていく必要があるとは考えております。この重要性については、私もこれまで記者会見等で繰り返し述べてきたところでございます。

他方、かつて、組織的な犯罪の共謀罪に関して、平成十五年から十七年までの国会審議等で示された、内心が処罰されることになる、通常の活動を行う団体も対象となるといったような不安や懸念が指摘されたのも事実であります。したがって、そういう不安や懸念を踏まえながら、犯罪の成立要件を厳格なものとするができるかできないかとか、そういうことを含めて、そのあり方を慎重に検討しているところであります。

したがって、検討中でございますので、具体的な方針が定まっていないことから所信の御挨拶では明示的に言及することを差し控えたものでございます。

とはいうものの、組織犯罪そしてテロへの対策というものは、法務省にとりましても、我が国にとりましても非常に極めて重要な課題であるという認識がございます。所信の挨拶でも、その対策の重要性と積極的な取り組みに努めるということについては言及をしたところであります。

したがって、重要な課題である、そして法整備を進める必要性、そういうものはあるというふうを考えておる、そういう状況でございます。

○階委員 一方で、性犯罪については、「必要な法整備を進めてまいります。」ということがきちり言われているわけですね。ところが、共謀罪については、記者会見などではおっしゃられているかもしれないけれども、大臣所信では触れられていなかったということで、まだ迷いの最中にあるのかなというふうに考えております。

私も、改めて、大臣がおっしゃる国際組織犯罪防止条約、資料を配らせていただいておりますけれども、この中で、一ページ目に重要部分を抜粋しております。

それで、この第五条の一項の（a）の（i）のところ、いわゆる共謀罪について書かれているわけですが、それでも、そもそもこの第五条一項の柱書きを見ると、「締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。」という文言になっております。つまり、「立法だけではなくて、その他の措置でもいいですよ」ということになっているわけでありまして、共謀罪の法定というのは必ずしも必要でないように読めるわけですね。

また、日弁連の方でも、過去に、この点についてかなり詳細な意見書を出しております。これは二〇〇六年だったと思いますけれども、現在の日本の法律制度の中で予備罪、共謀罪等が存在するかどうか、共謀共同正犯理論が我が国には存在するかどうか、テロ行為に対する処罰規定の存在もある

とか、そういったことを挙げて、「総合的に見れば、」今言ったような「第五条第一項（a）（i）の選択肢を採用し、同条第三項の求めている組織犯罪集団の関与する全ての重大な犯罪について、合意により成立する犯罪を未遂以前の段階から処罰する立法は、既に我が国においてなされており、同条約を締結するために新たな立法は必要ない」ということが、まとめとして意見が出されているわけです。

私もその意見に賛成でございまして、必ずしもこの国際組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪法案の成立は必要ないのではないかと思いますが、この点について大臣の御所見をお願いします。

**○金田国務大臣** たいま委員御指摘の点についてお答えいたします。

条約の解釈につきましては、本来、外務省が所管する事項でございます。国際組織犯罪防止条約第五条につきましてなんですが、締約国に対して、重大な犯罪の共謀または組織的な犯罪集団の活動への参加の、少なくとも一方を犯罪とすることを明確に義務づけている、このように私は受けとめております。

**○階委員** それで、立法という措置、立法という方法によらなくても、「その他の措置」でもいいということも明記されているわけですね、条約の中に。「その他の措置」が今現在あるかどうかということについてなんですけれども、先ほど言ったように、既にそれは存在しているということでは、もはやこれ以上のことには必要ないのではないかと、というのが日弁連の見解ですね。私もそう思います。

「その他の措置」ということが明記されている以上、これからあえて共謀罪というものを成立させる必要がないのではないかと思いますけれども、もう一度大臣の御見解をお願いします。

**○金田国務大臣** 御指摘の点については、先ほどもちよっと、初めに触れましたが、条約の細かな部分に及ぶと受けとめており、外務省の所管として、私の立場からは発言を差し控えさせていただきたいと思えます。

**○階委員** でも、条約に基づいてどういう法律をつくるかというのは、法務省の、大臣のところです。所管するわけですから、大臣が法律を出すか出さないかは判断する。それが、冒頭での私の質問に対して、法整備を考えているということの意味ではないかと思うんですね。法整備をするかどうかは大臣の手に委ねられているわけですよ。

ですから、今の点についてちゃんと慎重に考慮して、法は必要なのかどうかということをお大臣のところできつかり検討していただいて、答えを出す必要があると思うんですが、どうですか。

**○金田国務大臣** 先ほど申し上げましたが、まあ、本来外務省所管事項だということはそのとおりですが、国際組織犯罪防止条約第五条について、やはり、締約国に対して、重大な犯罪の共謀または組織的な犯罪集団の活動への参加の、少なくとも一方を犯罪とすることを明確に義務づけているものと受けとめております。

したがって、ただいまの御指摘については、今後も引き続き慎重に検討の中で、そういう点も検討をしていくのではないかと思います。

**○階委員** 何を検討するかちよっとよくわからないうところがありますけれども、立法するかどうかも含めて検討ということでもよろしいですか。

**○金田国務大臣** それとはちよっと違ひまして、委員御指摘の、まさに「その他の措置」で十分だという部分をどのように解するかという部分を私は申し上げたつもりであります。それも当然に、まあ所管は外務省でございます、しかし、私どもの検討の中ではその点も検討の対象には入っている、このように私は思います。

**○階委員** それでは、委員長にお願いしたいんですが、「その他の措置」ということがなされているかどうかについて検討すると法務大臣はおっしゃられましたので、その検討結果をなるべく早期にこの委員会に提出するようお願いをしたいと思います。

**○鈴木委員長** この件につきましては、後刻理事會にて協議いたします。

**○階委員** それから、テロ対策の一環として国際組織犯罪防止条約を締結する必要がある、かつ、その条約を締結するためには共謀罪が必要なんだというロジックがよく言われます。

例えば、さきの本会議、参議院の本会議でしたけれども、安倍総理がテロ対策について山口公明党代表の質問に答えられているくだりがございまして、けれども、「G7では、我が国のみが締結してない国際組織犯罪防止条約を締結し、国際社会と協力してテロ組織による犯罪と闘うことは極めて重要な課題であると認識しておりますが、同条約を締結するための法整備については、これまで

の国会審議における議論を踏まえ、国民の理解を得る努力を行いながら取り組んでまいります。」ということ、テロ対策の一環として法整備を進めていく、その法整備の中に、今までの議論を踏まえ、この共謀罪というものも含まれ得るということになっていると思うんですね。

ところが、これは、条約をもう一度ちゃんと見てみますと、先ほどの資料一ページ目ですけれども、先ほど来、共謀罪の根拠として五条一項（a）の（i）というのを指摘させていただいておられますけれども、この（i）の冒頭には、「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため」ということで、テロ目的ということではなくて、経済目的を持った重大犯罪について共謀罪を定めなさいというふうに読めるわけですね。

テロ対策と言われると、何となく、世間一般の方々も、我々立法府にいる者も、早期な法整備が必要ではないかというふうに思いがちなんですけれども、もともとのこの条約の成り立ちを考えてみますと、テロ対策というか、むしろ経済的な組織犯罪を取り締まるための条約ではなかったのかと思うので、テロ対策のために条約締結が必要だとか共謀罪が必要だというのはミスリーディングではないかと思うんですね。

この点について、私は、テロ目的の共謀罪というのは条約とは関係ないのではないかと考えておりますけれども、大臣の所見を伺いたいと思っております。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘の点につきま

しては、テロ組織が実行することが想定されるテロ行為というのは典型的な組織犯罪であると考えられますとともに、そのような組織が活動資金を得るために国際的な組織犯罪を行うといったように、国際的な組織犯罪とテロ活動との間にはやはり関連性があるのではないかと、こういうふうにかえり次第であります。

現に、本条約を採択しました二〇〇〇年の国連総会決議におきましても、国際的な組織犯罪とテロ犯罪との関連が増大していることを指摘しつつ、国連の加盟国に対し、本条約を、その規定に従って、あらゆる形態の犯罪と闘うに当たって適用するということを求めている、このように承知をしております。

○階委員 国際的な犯罪組織とテロが全く無関係だということを言うつもりは私ありません。

ただ、そもそもの条約の成り立ちについて、日弁連の方でも、「経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策とは本来無関係である。」といったような見解も最近出しておりますが、私もそのとおりでと思っております。本来、条約は経済的な組織犯罪を取り締まるものであるということでは認識した上で、でも、テロ対策も必要なので、ではテロ対策をどのように考えていきますかということ、多少ここは切り分けて議論した方がミスリーディングにならなくていいのではないかと思います。私の、今申し上げたこの条約のたてつけに関する認識について、大臣、御同意いただけますか。

○金田国務大臣 国際的な組織犯罪とテロ活動と

の関連性ということに鑑みれば、この条約、条約の細かな部分に及べば、先ほど申し上げたとおり、外務省の所管として、発言は差し控えさせていただきます。ただ、わけあります。私の思いとしては、私自身、個人の思いとしては、やはり、条約を締結するための国内担保法というのがあるとすれば、それはテロの防止に効果的なものとなるのは必要であって、テロ組織にこういった種の犯罪を効果的に防止することが可能になるための対応ということを言っているのではないかと私自身としては考えております。

○階委員 大臣の思いを述べられて、私はやはり、条約の本来の意義に立ち返ってあるべき法制度はどうなのかという議論とテロ対策を効果的に進める上で必要な法制度はどうなのかというのは分けて論じた方が、共謀罪について、条約を根拠に何が何でもというような発想を回避するためにも必要なのではないかと思っております。

その上で、報道を見ますと、資料の二ページ目、三ページ目にありますとおり、もう既に、これから出されるであろう政府案なるものが大きく報じられております。これは朝日新聞の八月二十六日の記事ですけれども、同じ趣旨の記事が同じころの東京新聞にも掲載されています。こうした新たな共謀罪の法案というのは実在するのかどうか、大臣にお伺いします。

○金田国務大臣 ただいまの御質問につきまして、先ほどから申し上げておりました国際組織犯罪防止条約を締結するための法案についてということになりますから、そのあり方を慎重に検討し

ているところでございまして、現時点で政府として成案を得ているものではございません。

○**階委員** ということは、こうした案は今も存在しないというふうに受けとめてよろしいですか。

○**金田国務大臣** そのように受けとめていただいで結構だと思います。

○**階委員** 先ほど言いましたように、私は、そもそも、こういう共謀罪法案が条約を締結する上で必要なかどうかというところにも疑問を持っていますし、仮にこれが必要であるとしても、今までの、二〇〇五年の政府案については、さまざまな問題が国会でも指摘され、当時の民主党からもいろいろな意見が出ておりました。

そういった国会審議を踏まえれば、まかり間違っても二〇〇五年と同じような政府案が出てくるということは許されなと思うっておりますけれども、この点について、新たな政府案はないということはお答えいただきましたが、今までの政府案二〇〇五年の政府案も、これに固執するものではないということも理解していいのかわるか、二〇〇五年の政府案を今手元に置いていいのかどうかということをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○**金田国務大臣** 先ほども申し上げましたが、そのあり方を慎重に検討している法案については検討しているところでございまして、現時点で成案を得ているものでもございません。

○**階委員** では、今は白紙の状態である、どういう法案になるかはこれから決めていくことであって、今手持ちの案というものはない、過去の政府

案も含めて全く今手持ちのものはないということを受けとめてよろしいですか。

○**金田国務大臣** たびたび同じお答えをして申しわけありませんが、慎重に検討しているところであり、あります、あり方を。

○**階委員** 検討しているということは、まだ案には到達していないということでもよろしいですよ、検討中ということは。

○**金田国務大臣** そのように受けとめていただいで、現在は成案を得ているものではありません。

○**階委員** そうすると、今の時点でそのような状況だということであれば、今国会はもとより、次期国会、ここにおいても法案を提出するのは厳しいのではないかと。だから、私は、次期国会においてもこういった共謀罪の法案は提出される可能性はないと考えますけれども、それでよろしいですか。

○**金田国務大臣** 現時点で成案を得ているものではないと、何度も同じお答えをして申しわけありません。（発言する者あり）

○**階委員** 今、質問に答えていないという発言がございましたけれども、私もそう思っています、私がお尋ねしたのは、今現在検討中で成案を得ていないということをお伺ったので、それでは次期国会には間に合わないんじゃないですか、次期国会でも出さないとすよねということを確認したわけです。その点についてお答えください。

○**金田国務大臣** 国際組織犯罪防止条約を締結するための法案をいつ国会に提出するかにつきましては未定であります。

○**階委員** 未定ということは、これは我々は声を荒げなくちゃいけないかもしれませんが、これまでも、選挙の前に公約に掲げていなかったこと、あるいはほとんど触れられていなかったこと、特定秘密保護法案であったり安民法案であったり、これが選挙の後になると突如出てきて、どんどん審議が進められ、成立させられるということを我々は経験してきたわけですよ。

今の、未定だということは、我々としての受けとめは、次期通常国会に出されることもあり得るというふうには理解して、警戒感を強めなくてはいいけれども、それがよろしいですか。

○**金田国務大臣** 公約については、私の立場からは発言は差し控えたいと思います。

もう一つ、ただいまの御質問については、少しつけ加えて言いますと、かつて組織的な犯罪の共謀罪に関して国会審議等で示されました、内心が処罰されることになるとか、あるいは通常の活動を行う団体も対象となるといったような不安あるいは懸念というものを踏まえながら、犯罪の成立要件をより厳格なものとするのができるかできないかを含めて、そのあり方を慎重に検討しているところでありまして、その法案をいつ国会に提出するかについては未定であります。

○**階委員** 重ね重ね未定ということを確認されたので、次期国会にもこの共謀罪法案は出されることはあり得るといふふうには我々は受け取りました。

これは本当に、選挙がもし、偏西風がいつでも吹いているという官房長官の発言もありましたけ

れども、いつ解散風が吹き荒れて、そして総選挙になるかもわかりませんが、我々としては、今の大臣の答弁をちゃんと受けとめて、これは、未定ということは次の国会にも共謀罪法案は出るんだという理解で街頭あるいはいろいろな場で訴えていかなければいけないということを申し上げます。

さて、もう一つ私が取り上げたいのは、隠しカメラの事件というのが、これは警察の方ですけれども、ありました。大分の別府警察署だったと思いますが、きょうは警察庁からも来てもらっています。この今回の隠しカメラの事件について、法的にどのような問題があるかということをやまず御説明をさせていただきますか。

○高木政府参考人 お尋ねの事案は、本年七月施行の参議院議員通常選挙の違反取り締まりに当たっていた大分県別府警察署において、公示日より前に、公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物がこれに反して選挙運動をしていると疑われる複数の情報を入手し、この特定の人物の違反行為に関する証拠を採取する目的で、別府地区労働福祉会館敷地内にビデオカメラ二台を設置し、同敷地内の駐車場及び会館への出入り口を撮影したものであります。

今回の事案において、他人の管理する敷地内に無断で立ち入り、ビデオカメラを設置するという行為は、刑法の建造物侵入罪に該当する違法行為である、その上、他人の敷地内を撮影するだけの必要性及び相当性も認められず、不適正な捜査であったものと認識をしております。

○階委員 まず一点目として、建造物侵入罪という犯罪を警察官みずから犯した、これはとんでもない問題です。

それとともに、刑法百九十七条には、任意捜査の原則ということで、強制処分、すなわち、個人のプライバシーとか権利を侵害する態様の捜査については、令状など、法律の定め、手続のつとてやらなくちゃいけないという、刑法百九十七条一項にも反しているというふうに私は今の御説明でお聞きしました。

必要性、相当性に反して不適切というふうにおっしゃられたというふうにご聞きしましたけれども、これは、不適切というんじゃないんですか。もう一度お願いします。

○高木政府参考人 大分県別府警察署では、別府地区労働福祉会館駐車場において、選挙運動が禁止されている特定の人物による選挙運動が行われる可能性があるかと判断したとことでありますけれども、今回の事案では、そのような可能性が高いとは認められないことから、証拠収集を目的としてビデオカメラを設置する必要性は認められないものと考えております。

また、今回の事案の捜査における証拠収集の方法としても、公道上における違法行為を現認するなどの代替手段が考えられるところでありまして、他人の敷地内を撮影したことは相当性に欠けるものと考えております。

したがって、今回の事案については、撮影する必要性、相当性が認められない、不適正な捜査で

あったものと考えているところでございます。

○階委員 不適正かどうかということじゃなくて、私は違法だというふうに考えますけれども、違法か合法かという点ではどうですか。（発言する者あり）

委員長、ちよつと時計をとめてください。

○高木政府参考人 任意捜査につきましては、必要性、相当性の認められる範囲内で行うことが認められている、必要性、相当性が認められる限りにおいて許されるものと理解をしております、それに反した不適正なものであるというふうに考えております。

○階委員 ちよつと語尾が。

さっきから言っているんですけども、不適正かどうかじゃなくて、違法かどうかということ聞いていますね。私の質問通告も、法的な問題を挙げてくださいますと、今この点はちゃんと通告していますよ。

つまり、不適正ということを主張して、違法ではないということを言いたいのであれば、これは法的な問題点ということにはならないということになりますので、法的な問題点だと私は思っていますけれども、法的な問題ではないというふうなお考えということですか。

○高木政府参考人 今回の事案の捜査活動については、刑事訴訟法百九十七条に抵触する事案であったものと考えております。

○階委員 それで、大臣、戻ってこられましたけれども、よく今の答弁をお聞きになってほしかったんですけども、今回の隠しカメラの事案は、

実体法でいえば建造物侵入罪、それから、手続法でいえば刑法の任意捜査の原則に反するという、二重に法律を犯している、捜査機関としてあるまじき行為をしているわけですね。

我々は、こういった事案を目にしたときに、これはかなり根の深い問題ではないか、ほかにも同じような事案はあるのではないかというふうな疑いを抱かざるを得ません。この点について、ほかにかこうした事案はないというふうに見えるのかどうか。特に、建造物侵入罪についてはここでは捨象しますけれども、刑法百九十七条に抵触する事案はほかにはないと言えるかどうか、この点について、警察庁、お答えください。

○高木政府参考人 警察庁といたしましては、捜査活動の適正確保については、各種会議や巡回業務指導の実施などさまざまな機会を捉えて都道府県警察を指導しているところでありますけれども、今回の大分県別府警察署における事案以外については、捜査用のビデオカメラの不適正使用については把握をしておらず、刑事訴訟法第百九十七条に抵触する事案についての把握もしていないところでございます。

いずれにいたしましても、捜査活動に用いるビデオカメラの使用の適正確保のため、都道府県警察の指導を徹底してまいりたいと考えております。

○階委員 刑法百九十七条に抵触するかどうかというのは、文言上は、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。」

というのが百九十七条一項の文言なんです。

つまり、これに抵触するかどうかというのは、判例法理などで確立されている問題でして、私も一応弁護士ではありませんけれども、非常にこれは微妙な判断を要するところで、私は、現場の捜査官がこれを適切に運用できるのかどうか、かなり難しい問題だと思っております。具体的な基準を示す必要があるのではないかと思っています。

必要性、相当性がありということで、百九十七条一項に抵触しないよということを判断し得るための具体的基準を定めるべきではないかと思いますが、この点について、いかがですか。

○高木政府参考人 任意捜査の許容性の判断につきましては、個々の事案における具体的な状況に即した判断が必要となるとありますけれども、今回の事案を受けて発出をいたしました通達におきましても、具体的な考慮事項といたしまして、当該場所の性質、現行犯の立証や現に行われた犯罪の犯人の特定等撮影等の具体的目的、事件の重大性、嫌疑の程度等の撮影等の必要性、第三者が撮影対象に含まれるか否か等撮影方法の相当性といった事項を掲げておりました。これらを具体の事件の具体的状況に即して子細に検討すべき旨を指示したところでございます。

警察庁といたしましては、この通達の趣旨を徹底いたしましたして、判例に照らして適正と認められる捜査が行われるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○階委員 今申し上げたのがもし具体的な基準と考えられているのであれば、私は、極めて不十分

だと思えます。

お手元の資料に、今答弁の中でありました通達四ページ目に掲げておりました、四ページ目の一から三まで項目が挙げられている中の一番目の項目の二段落目です。「捜査幹部は、捜査用カメラを用いて撮影等しようとするときは、当該場所の性質、撮影等の具体的目的、撮影等の必要性及び撮影方法の相当性について、対象事件の具体的状況に即して可能な限り子細に検討した上で実施するとともに、撮影等の継続の必要性についても随時検討する」ということなんです。検討した上で実施するということなんですが、検討した上で、どういう場合に実施してよいかどうか、ここまで言わないと判断基準にはならないと思っております。

何を言いたいかといいますと、この後、死刑についても御質問することになっていますけれども、例えば、最高裁の、死刑が許されるかどうかという判断基準については、犯行の罪質、動機、態様、殊に殺害手段方法の執拗性等々各般の情状をあわせ考察したとき、その罪責がまことに重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合ということで、大事なことは、考慮事情を挙げるだけではなくて、その上でどういうふうな判断できる場合にやっつけていいのかということをやっと明記する、これが大事なんです。

このどういう場合にとというのが抜けていると思うんですが、こういったことをちゃんと明記した具体的な基準を定めてほしいんですが、いかがで

すか。

○高木政府参考人 考慮事項を勘案した上で、必要な範囲で相当な方法である、必要性、相当性が認められるというふうに判断された場合に適法なものとして認められるというふうに理解をしております。一線を指導してまいりたいと考えております。

○階委員 トートロジーになっていまして、必要性、相当性の判断基準を具体的に定めると言っているのに、必要性、相当性が認められた場合に実施するでは、全く意味をなさないですよ。

大臣にちよつと問題意識を持っていただきたいと思っております。大臣の方も所信の中ではやはり法務行政ということについて冒頭触れられていまして、「法務行政が身近で頼りがいのあるものであると国民の皆様にも思っていただけのような努めてまいりたい」、この法務行政の中には刑事事件の捜査も含まれると思うんですね。

だから、私は、こうした問題が起きたことを法務大臣としても真摯に受けとめるべきだと考えておりますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○金田国務大臣 御指摘の事案につきましては、大分県警の別府警察署の警察官四名が正当な理由なく私有地に不法に侵入した事実について、検察当局が建造物侵入罪によって略式命令請求をして、裁判所において略式命令を発付した事案であるというふうに承知をしております。

当然のことながら、警察官が正当な理由なく私有地に不法に侵入することは、任意捜査として許

容されないものであると受けとめております。以上です。

○階委員 同じく捜査機関である検察庁を指揮する立場にある法務大臣として、他山の石として、このようなことが二度と起きないようにすること、を真剣に考えていくべきだと思いますが、再発防止のために何かお考えになっていることはございますか。

○金田国務大臣 検察当局におきまして、御指摘の事案、事実については略式命令請求したものであるということ、それ以上の詳細については、個別具体的な事件の証拠の内容にもかかわる事柄でございますから、お答えは差し控えたい。

いずれにしても、一般論として申し上げます、捜査は適正になさなければならぬということとは当然と受けとめております。

○階委員 具体的な再発防止策まで検討していただきたいと思うんですね。

と申しますのは、大臣が就任される前のことですけれども、検察の不祥事が相次いで、検察改革にずっと取り組んできた経緯があるわけですね。検察の不祥事というのは、まさに違法、不当な捜査があったということでありませう。

そこで、我々は、法務大臣として、やはり今回の事件を他山の石として、再発防止策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。その決意をしっかりと述べていただきたいんですが、いかがですか。

○金田国務大臣 委員の御指摘にかかわるお気持ちについては理解を申し上げますが、

一般論として申し上げれば、捜査が適正になされるための努力を引き続き私もして、対応していきたい、このように思っております。

○階委員 検察が過去にどういうことをやられてきたのかというのもちゃんとこの機会にもう一度振り返ってみて、同じようなことが検察で起きないとも限らないと私も思っていますから、ぜひそこは気を引き締めて再発防止に取り組んでください。

死刑のことについても、ちよつと伺いたいたいです。

先ほど逢坂委員への答弁の中で、大臣は死刑について賛成の立場というふうに伺いました。

ある著名人が最近、ネットなどで炎上したというふうに報じられていますけれども、そういう死刑に賛成する立場の人たちについて、殺したがるばかどもというような表現が使われたそうなんです。この点について、大臣、感想、いかがですか。

○金田国務大臣 死刑の存続、廃止につきましては、先ほども御質問がございました。

また、国内外においてさまざまな御意見があることも承知をしております。個々の御意見に対しては、私の所感を申し上げるということは差し控えたい、このように思います。

○階委員 そういうような厳しい意見もあるわけですね。

私も、個人的には、やはり、被害者の心情を思うとき、死刑制度というのは軽々に廃止すべきではないと思っております。ただ、死刑執行について、

どういうふうにするべきか。先ほど冤罪の可能性がある死刑囚についてどう対応するかという問題提起もありましたけれども、そこについては我々も慎重に考えていくべきだと思っています。我々もというか、私も慎重に考えていくべきだと思っています。

ところで、先ほどの逢坂委員への答弁、あるいは記者会見の中でもたびたび大臣は、死刑執行について、法の定めるところに従って、慎重かつ厳正に対処するといった表現を使われております。慎重かつ厳正にというのは、私ちよつと理解に苦しむところなのですが、慎重かつ厳正という意味を教えてくださいませんか。

○金田国務大臣 死刑の執行について、死刑の判決がございまず、その死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対して、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであるということ、これを受けとめて法務大臣として、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処すべきもの、このように考えているわけでありませぬ。

申し上げるまでもなく、死刑は人の命を絶つ、極めて重大な刑罰であります。その執行に際しては慎重な態度で臨む必要があるということ、それから、同時に、法治国家においては確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないということも言うまでもないところだ、そういうことを踏まえての私の考えを申し上げております。

○階委員 今の厳正にというくだり、あるいは、法の定めるところに従ってということも大臣言わ

れますけれども、そうしたことを踏まえると、刑訴法四百七十五条二項という法文には、確定してから六カ月以内に法務大臣が執行するというような趣旨の定めがありますけれども、この刑訴法四百七十五条二項という法の定めも厳正に守るというようなことも含んでいるのかどうか、この点についてお答えください。

○金田国務大臣 刑事訴訟法の第四百七十五条の第一項につきましての御指摘でございますが、死刑の執行について、刑事訴訟法第四百七十二条の例外規定がこれだというふうに思いますが、その趣旨につきましては、死刑が人の命を奪う極刑であつて、一旦執行されると回復が不能であるということも踏まえて、その執行手続を特に慎重にしたものであると理解をいたしております。

○階委員 死刑執行については、冤罪の方がまかり間違つても死刑になることがあつてはならないと思つていますので、法の定めるところ、あるいは厳正にというところを余りに強調し過ぎると、そこがないがしろにされるおそれがあるのではなにかということ、一応確認のために聞きました。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、犯罪被害者の立場でよく問題になるのは、被害者のプライバシー情報、名前も含めて、典型的には、この間、障害者の福祉施設で大量殺人事件が起きたときに、被害者の名前を実名で報道すべきか匿名で報道すべきかといったことが問題になりました。

こうした犯罪被害者の個人情報公開基準がどうなつていのかということ警察庁にお尋ねし

ます。

○斉藤政府参考人 お答えいたします。

犯罪被害者の個人情報の公開となりますと、典型的なのが、警察といたしましては、事件、事故に係る報道発表の場面がございます。

警察といたしましては、犯罪被害者の情報も含め、事件、事故に係る報道発表につきましては、都道府県警察において、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによつて得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案をして、発表の適否、またその内容等について判断、決定をしているところでございます。

○階委員 要は、被害者側のプライバシーの権利と、あと報道側の権利、報道することによる知る権利に奉仕するという、国民の権利、こういったことを比較考量するということを県警の方で定めているという例は私も承知しています。

ただ、私はやはり、この問題は、そういう比較考量の問題で、ケース・バイ・ケースで捜査機関が判断するというよりは、一義的には被害者側の意思に委ねるべきだ。今回の障害者の大量殺人事件でいえば、やはり被害者の意思で公開したいと考えるか公開したくないと考えるか、ここに委ねればいい話であつて、捜査機関が何も事細かに比較考量して判断する必要はないのではないかと思ひますが、その点いかがですか。

○斉藤政府参考人 お答えいたします。

犯罪被害者等基本法に基づく第三次犯罪被害者等基本計画におきまして、「警察による被害者の



実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。」とされているところでございまして、警察といたしましては、先ほど申し上げましたような点を個別の事案ごとに総合的に勘案をして判断しているところでございまして、その際には、犯罪被害者等の御意向についても考慮させていただいているところでございます。

引き続き、適切な発表内容となりますように配慮をしまいたいと考えております。

**○階委員** 法務大臣も、犯罪被害者に寄り添うということを所信の中で述べられていますので、本日に寄り添うのであれば、この問題については、捜査機関側が判断するんじゃないかと、被害者側に判断を委ねるべきだと私は考えます。この点について大臣の所見を伺います。

**○金田国務大臣** 御指摘の御意見については、私も、個人として非常にそのように思う部分はございます。

なお、検察当局においては、個別の事案における被害者の氏名を公表するか否かということについては、被害者そして御遺族の正当な権利利益を尊重するという立場に立って、被害者や御遺族の意思を十分に考慮して適切に判断をしているというふうに私は承知をしておるつもりであります。

**○階委員** 適切に判断していると言いますけれど

も、逆に、その判断権が捜査機関にあることによつて、障害者については情報を公開しないとか、健常者については同じような事件であれば公開されるのに、公開しないのは差別ではないかみたいな批判も起きるわけですね。この件について、私は、そんな議論を招かないようにするためにも、被害者側に一義的に判断を委ねれば、今後、こうした問題、差別かどうかといった議論は生じないのではないかと思います。

それで、何で被害者側に判断権を、判断を委ねないのかという、その不都合が私はないと思えますけれども、何かそれで不都合があるんでしょうか。大臣、先ほど個人的には賛同し得るようなこともおっしゃっていましたけれども、この機会に、もう一度その点を考え直していただけないでしょうか。

**○金田国務大臣** 刑法法の第四十七条ただし書きの趣旨に従って、検察当局では、個別の事案ごとに、公益の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーへの影響、そして捜査、公判への影響の有無、程度を考慮して、公表するか否か、するとどの程度の情報を明らかにするかということを行判断し、相当と認められる範囲でその公表を行っているものと受けとめておるわけでありまして。したがって、ただいまの御指摘に関しては、被害者や御遺族のお立場を十分に、そして被害者、御遺族の意思を十分に考慮して適切に判断しているものと受けとめております。

**○階委員** いや、もう時間が参りましたけれども、全然私の問題意識に答えていないですね。

判断権が捜査機関にあると、先ほど申し上げたようないろいろな問題も生じかねない。被害者に判断を委ねるのが私は一番いいのではないかと思つていて、それでも何の不都合はないような気がします。だからこそ、その判断権自体を被害者に預けて、被害者が情報を出していいと言うならば出せばいいし、出さないでほしいと言うなら出さない、これを徹底するというところで、私は、極めて明快ですし、無用な混乱も招くことはないと思つていきますので、ぜひそれを御検討いただきたいんですが、最後に一言いただけませんか。

**○金田国務大臣** 被害者の氏名の公表をどうするかという点については、ただいまの委員の御指摘も十分お聞きをいたしましたので、その点を踏まえながらも、やはり被害者や遺族の正当な権利を尊重する、そういう御遺族の意思、被害者の意思を十分に考慮するという中で適切に判断をしていく必要があるというふうに思っております。

**○階委員** これで終わります。適切に判断をするのは捜査機関ではなくて、被害者に委ねた方がいいということを改めて申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。